

東日本大震災の復興施策に関する
当面の事業計画及び工程表について

(平成24年4月改定)

平成24年5月

内閣府

7月29日に東日本大震災復興対策本部において決定された「東日本大震災からの復興の基本方針」の中で、各府省は、所管する復興施策について当面の事業計画や業務の工程表を策定し公表することとされております。これを受け、平成23年11月に、内閣府の復興施策に関する現時点での事業計画及び工程表を取りまとめ、公表したところです。

今般、平成24年度予算が成立したことを受けて、平成24年4月に事業計画及び工程表を改定しましたので、内閣府においても別添のとおり公表します。

目 次

・地域再生制度の見直し	(P.1)
・津波避難ビル等の普及	(P.2)
・PFI事業による震災復興の促進	(P.3)
・まちづくりにおける女性等の意見の反映	(P.4)
・自殺対策の推進	(P.7)
・東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業	(P.9)
・女性の起業等の支援	(P.10)
・復興支援型地域社会雇用創造事業	(P.12)
・実践キャリア・アップ戦略の推進	(P.13)
・物資調達の効率化	(P.15)
・「環境未来都市」構想の推進	(P.16)
・国際防災協力の推進	(P.18)
・パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた取組	(P.20)
・社会的排除のリスクの把握	(P.22)
・「新しい公共支援事業」を通じた支援	(P.23)
・「新しい公共」推進会議の提案を踏まえた取組の推進	(P.24)
・特定非営利活動法人の新認定制度の円滑な移行	(P.25)
・南海トラフの巨大地震及び首都直下地震への備え	(P.26)
・都市再生安全確保計画の策定の推進	(P.27)
・孤立可能性のある集落への衛星携帯電話の配備	(P.28)
・災害時多目的船に関する調査・検討	(P.29)
・津波に関する啓発用教材	(P.30)
・総合防災情報システムの整備	(P.31)
・首都直下地震用衛星通信装置の更新	(P.32)
・地震・津波被災実態調査	(P.33)
・被災者の総合的な生活再建支援	(P.34)
・避難における総合的対策の推進	(P.35)
・被災公文書等修復支援事業	(P.36)

地域再生制度の見直し		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房・内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり	作成年月
目	(ii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 地域再生制度の見直しに関して、全自治体向けに(アンケート)調査を実施。 ○ 参考となる取組について、個別の調査を実施。 ○ 「地域再生法の一部を改正する法律案」を閣議決定(平成 24 年2月3日) ※ 少子高齢化・人口減少対応や、環境制約への対応等の特定の政策課題を設定し、特定の政策課題の解決に資する特定地域再生事業を推進するための支援措置を創設すること等を盛り込んでいる。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 法律案が成立した場合、少子高齢化・人口減少対応や環境制約への対応等の政策課題の解決に資する地方公共団体等の取組みについて、改正内容に基づき支援。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 今年度以降、見直し後の制度に基づき地方公共団体等の取組みを支援。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 見直し後、新たな制度に基づくものとして、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域再生計画の認定件数:30 件程度 を目標としている。 		
平成24年度予算における予算措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> ・特定地域再生事業費補助金 500 百万円【一般会計】 ・地域再生支援利子補給金 171 百万円【一般会計】 		

津波避難ビル等の普及		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり 及び (4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員 及び ⑤今後の災害への備え	作成年月
目	②(ii)ハ 及び⑤(ii)、(iii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○津波避難困難地域における津波からの避難対策の推進に資するため、平成 17 年に津波避難ビル等に係るガイドラインをまとめ、津波避難ビル等の普及を進めてきた。</p> <p>○また、国土交通省と共同で、津波防災地域づくりに関する法律の管理協定が締結された津波避難施設に係る税制特例措置を設けた。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○今般の震災を踏まえ、「津波避難ビル等に係るガイドライン」の改訂を予定している。もって、住民の緊急的な避難場所となる津波避難ビル等の整備の促進を図る。</p> <p>○津波対策推進事業費補助金を創設し、都道府県による津波浸水予測の実施や市町村によるハザードマップの作成等、津波対策の推進を図る。</p> <p>○中央防災会議のワーキンググループにおいて、津波避難に関する検討を進めている。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○津波対策の推進に関する法律を踏まえ、津波浸水予測の実施やハザードマップの作成等、避難を軸とした津波対策を総合的かつ効果的に推進していく。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○津波に強い国づくりを進め、津波被害の軽減を図る。</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> ・津波対策の推進 39 百万円 ・津波対策推進事業費補助金 155 百万円【復旧・復興枠】 		

PFI事業による震災復興の促進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(iii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 被災地における地方公共団体では、PFI の実務経験がなく、多様な震災対応のため人材が不足していることから、被災地方公共団体への技術的支援が必要である。そのため、これまで以下の取組みを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体へのPFI専門家派遣 ・被災地におけるPFI事業の活用推進のための、民間側の参画意向等の整理 ・平成 23 年 PFI 法改正を向けた政令・内閣府令制定、及び基本方針の策定 		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 被災地におけるPFI事業の活用推進のため、被災地の状況に応じたPFI専門家派遣</p> <p>○ 民間事業者からの提案、公共施設等運営権等PFI法改正により創設された新制度の利用促進も含めたPFI事業の立ち上げ支援</p> <p>○ PFI導入決定までの手続や事業者選定手続につき事務の簡素化(運用改善)の検討</p> <p>○ 平成 23 年 PFI 法改正に伴うガイドラインの見直し</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>○ PFI事業による震災復興の促進</p> <p>被災地におけるPFIの活用促進を図るため、被災地方公共団体にPFI専門家を派遣し、PFI事業の立ち上げを支援する。また、公共施設等運営権、民間事業者からの提案等、PFI法の改正により創設された新制度の利用促進等を検討する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 被災地への支援等を通じて、PFI 事業規模については、2020 年までに少なくとも約 10 兆円以上に拡大することを目指す(「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定))。</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
<p>・PFI事業による震災復興の促進 583.百万円【復興特会】</p>		

まちづくりにおける女性等の意見の反映		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(iv)まちづくりにおいて、協議会等の構成が適正に行われるなど、女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映しやすい環境整備に努める。	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
(各分野共通)		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災に対応して、政府の行っている被災者に対する様々な支援について、子ども、女性、高齢者、障害者、心のケアのそれぞれの分野ごとに取りまとめ（「被災者の多様なニーズに対応した支援について」）、ホームページでの公表や被災自治体への送付等により情報提供を行い、復旧・復興過程における災害弱者の支援や意見の反映に寄与するよう努めた。 ○ 平成 23 年 12 月 15 日に、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市に対し、「復興過程における多様な視点の反映について」を発出し、「まちづくりにおける女性、子ども・若者、高齢者、障害者、外国人等の意見が反映されやすい環境整備」など、復興の過程において多様な視点を反映していただくよう働きかけた。 		
(男女共同参画)		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 23 年 8 月 1 日に、男女共同参画局ホームページ、5 日に男女共同参画局メールマガジンで基本方針を掲載し、「まちづくりへの女性等が意見を反映しやすい環境整備に努めること」などについて、周知を図った。 ○ 平成 23 年 8 月 2 日に、都道府県及び政令指定都市に対し、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会で出された「男女共同参画の視点からの東日本大震災への対応について(提言)」を送付し、「まちづくりのプロセスにおいて女性の参画を進め、女性等を含めた多様な国民の意見、地域での生活者の声を反映していくこと」などについて、周知を図った。 ○ 平成 23 年 12 月 15 日に、「復興過程における多様な視点の反映について」を男女共同参画局のホームページに掲載し、27 日に男女共同参画局メールマガジンで発信を行い、周知を図った。 ○ 平成 24 年 1 月 12 日に、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市に対し、「東日本大震災に係る復興基金」について、コミュニティビジネス支援を含む男女共同参 		

画の視点を踏まえた積極的な活用・取組が進められるよう働きかけるため活用例を作成し、復興に当たり男女共同参画の視点を十分に反映していただくよう働きかけた。また、「男女共同参画の視点を生かした地域における暮らしの再生に関する事例(東日本大震災からの復興)」について取りまとめ、女性の起業等の支援の参考としていただくよう働きかけた。さらに、「阪神・淡路大震災における女性の参画によるコミュニティビジネスに関する事例」を取りまとめ、復興基金の活用に当たり参考としていただくよう働きかけた。いずれも、男女共同参画局のホームページへの掲載、男女共同参画局メールマガジンでの発信を行い、周知を図った。

- 平成 24 年2月 15 日に、計画等の策定の場への女性の参画など、男女共同参画の視点から留意していただきたいポイント等について取りまとめ、「男女共同参画の視点を生かした復興まちづくり」として、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市に対し発出し、復興の取組の参考となるよう働きかけを行った。また、男女共同参画局のホームページへの掲載、男女共同参画局メールマガジンでの発信を行い、周知を図った。
- 「地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業」に震災枠を設け、被災地の地方公共団体、男女共同参画センター等が実施する、まちづくりにおける女性の参画を進めるためのセミナーに専門家アドバイザーを派遣することとしたが、まちづくりに関する申請はなかった。また、「地域における男女共同参画連携支援事業」に震災枠を設け、被災地のまちづくりやコミュニティの再構築等の課題の解決のために、検討会を開催し、成果の周知を図ることとしたが、震災枠での申請はなかった。

当面(今年度中)の取組み

(男女共同参画)

- まちづくりにおいて、女性の意見が反映される環境が整備されているかについて、復興庁と連携し実態把握を行い、良い事例があれば、周知するなどにより、さらなる推進を図る。
- 震災が起きた際の男女共同参画の視点を入れた被災者支援から復興に関する必要な対応をまとめたマニュアルを作成し、被災地の地方公共団体等に周知する。

中・長期的(3年程度)取組み

(各分野共通)

- 地方公共団体により適切に取組がなされているか必要に応じて状況を見ていく。

期待される効果・達成すべき目標

- まちづくりに女性、子ども・若者、高齢者、障害者等の意見を反映させることで、誰もが安心して豊かに暮らせる社会となる。なお、政府の取組はこのための環境整備であり、効果や目標を定量的に図ったり、時期を設定したりするようなものではない。

平成24年度予算における予算措置状況

・震災における男女共同参画の視点からの対応マニュアル作成・周知経費 10 百万円【復興特会】

自殺対策の推進			
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所			府省名
章	5 復興施策		内閣府
節	(2)地域における暮らしの再生	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	①地域の支え合い	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(iii)	(xviii)	平成24年4月
これまでの取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成21年度補正予算により都道府県に造成した地域自殺対策緊急強化基金について、被災者・支援者の心のケア等に積極的にされたい旨都道府県に周知した。 ○ 平成23年度第3次補正予算により、平成24年度分までとして地域自殺対策緊急強化基金に37億円を積み増した。 ○ 被災者・支援者一般向けの心のケアについてのリーフレット「ほっと安心手帳」について、心理的状况の変化に応じて、「災害発生直後から半年」(第一弾)と「災害発生半年後から一年」(第二段)の2種類を作成し、希望に応じて被災地を始めとする都道府県・政令指定都市等に送付するとともに、ホームページで公表した。更に、「災害発生後一年後～」(第三弾)を作成し、ホームページで公表したところである。 ○ 「被災地対応編」を盛り込んだゲートキーパー養成研修用テキスト及びDVDを作成した。 			
当面(今年度中)の取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災3県及び全国において、地域自殺対策緊急強化基金を活用し、被災者・避難者の孤立防止のサロン活動、相談窓口、訪問支援等の整備、復旧、震災関連自殺の予防対策を実施する。 ○ 作成した「ほっと安心手帳」第三弾について、希望に応じて被災地を始めとする都道府県・政令指定都市等に送付する。 ○ 作成したゲートキーパー養成研修用テキスト及びDVDについて、希望に応じて被災地を始めとする都道府県・政令指定都市等に送付するとともに、ホームページで公表する。更に、地方公共団体担当者向けに、同テキスト及びDVD活用のための研修を実施する。 			
中・長期的(3年程度)取組み			
<ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災の影響は被災地域や被災者の避難先地域を始め、経済情勢の激変や社会不安の増大を通じて全国に広がっており、自殺対策を取り巻く状況が一段と厳しさを増していることから、26年度までの出口戦略を策定し、毎年度の予算編成過程で必要額を判断し措置して、万全の対策が講じられるようにする。 			

期待される効果・達成すべき目標

- 東日本大震災の影響も含めた経済情勢の変化や社会不安の増大による自殺の増加という深刻な事態の招来を予防する。

平成24年度予算における予算措置状況

- ・ 自殺対策人材養成研修等事業 12 百万円【一般会計】

東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	①地域の支え合い	作成年月
目	(iv)このほか女性の悩み相談を実施する。	平成 24 年4月
これまでの取組み		
<p>○東日本大震災に対応して、政府の行っている被災者に対する様々な支援について、子供、女性、高齢者、障害者、心のケアのそれぞれの分野ごとに取りまとめ（「被災者の多様なニーズに対応した支援について」）、ホームページでの公表や被災自治体への送付等により情報提供を行ったほか、女性等の悩みや暴力に関する相談窓口等の周知を行った。</p> <p>○東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業の実施 被災3県（岩手県、宮城県、福島県）並びに地元及び全国の民間団体と協力し、被災地における女性等の悩み・暴力相談窓口を設置し、被災地において女性等が安心して利用できるサービスを、岩手県にて平成 23 年5月 10 日より、宮城県にて平成 23 年9月1日より、福島県にて平成 24 年2月 11 日より提供している。</p>		
当面（今年度中）の取組み		
○引き続き平成 24 年 12 月 21 日まで「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」を実施する予定。		
中・長期的（3 年程度）取組み		
○被災地相談員が被災地で被災女性を支える体制づくりに移行		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○被災地において女性等が様々な不安、悩み、ストレス、暴力被害などを安心して相談できるサービスを提供することにより、被災女性等が抱える悩み等の解消を図り、その後の生活再建に向けた取組みを促すことが期待できる。</p> <p>○相談事業のため、定量的な成果目標を定めることが困難である。</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
・東日本大震災による女性の悩み・暴力に関する相談事業に必要な経費 77 百万円【復興特会】		

女性の起業等の支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	②雇用対策	作成年月
目	(iii)女性の起業活動等の取組みを支援するため、被災地におけるコミュニティビジネスの立ち上げ支援	平成 24 年4月
これまでの取組み		
<p>○ 平成 23 年5月 11 日に、「女性の就労等のための支援情報」をとりまとめ、被災 3 県及び仙台市に文書を発出するとともに、男女共同参画局ホームページや男女共同参画局メールマガジンで周知を図った。また、第3次補正予算を反映させて事業内容を追加し、12 月8日、2月1日に再度周知を図った。</p> <p>さらに、東日本大震災に対応して、政府の行っている被災者に対する様々な支援について、子ども、女性、高齢者、障害者、心のケアのそれぞれの分野ごとに取りまとめた「被災者の多様なニーズに対応した支援について」においても、「女性の就労等のための支援情報」を掲載し、ホームページでの公表や被災自治体への送付等により情報提供を行った。</p> <p>○ 平成 23 年8月1日に、男女共同参画局ホームページ、5日に男女共同参画局メールマガジンで基本方針を掲載し、「女性の起業活動等、コミュニティビジネスの支援」などについて、周知を図った。</p> <p>○ 平成 23 年8月2日に、都道府県及び政令指定都市に対し、男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会で出された「男女共同参画の視点からの東日本大震災への対応について(提言)」を送付し、「雇用、起業、コミュニティビジネスなど、女性の経済的自立を支援していくこと」などについて、周知を図った。</p> <p>○ 平成 23 年8月 24 日に、仙台市において、女性の視点を反映した復興策や女性の就業や起業支援を進めるための意見交換を行う、「宮城復興・女性シンポジウム」を開催した。</p> <p>○ 平成 24 年1月 12 日に、岩手県、宮城県、福島県及び仙台市に対し、「東日本大震災に係る復興基金」について、コミュニティビジネス支援を含む男女共同参画の視点を踏まえた積極的な活用・取組が進められるよう働きかけるため活用例を作成し、復興に当たり男女共同参画の視点を十分に反映していただくよう働きかけた。また、「男女共同参画の視点を生かした地域における暮らしの再生に関する事例(東日本大震災からの復興)」について取りまとめ、女性の起業等の支援の参考としていただくよう働きかけた。さらに、「阪神・淡路大震災における女性の参画によるコミュニティビジネスに関する事例」を取りまとめ、復興基金の</p>		

<p>活用に当たり参考としていただくよう働きかけた。いずれも、男女共同参画局のホームページへの掲載、男女共同参画局メールマガジンでの発信を行い、周知を図った。</p> <p>○ 「地域における男女共同参画促進を支援するためのアドバイザー派遣事業」に震災枠を設け、被災地の地方自治体、男女共同参画センター等が実施する、女性の起業・就業、コミュニティビジネスに関するセミナーに専門家アドバイザーを派遣することとしたが、起業等に関する申請はなかった。</p>
<p>当面(今年度中)の取組み</p>
<p>○ 女性による起業やコミュニティビジネスについて推進が図れているかについて、復興庁と連携し実態把握を行い、良い事例があれば周知するなどにより、さらなる推進を図る。</p> <p>○ 震災が起きた際の男女共同参画の視点を入れた被災者支援から復興に関する必要な対応をまとめたマニュアルを作成し、被災地の地方公共団体等に周知する。</p>
<p>中・長期的(3年程度)取組み</p>
<p>○ 女性による起業やコミュニティビジネスについて良い事例があれば周知するなどにより、さらなる推進を図る。</p>
<p>期待される効果・達成すべき目標</p>
<p>○ 女性による起業や、コミュニティビジネスが広がることで、女性の経済的自立と雇用の拡大を促すことにより、地域の活性化につながる。</p> <p>○ 女性による起業活動等の取組は、定量的な目標を設定することは困難である。</p>
<p>平成24年度予算における予算措置状況</p>
<p>・震災における男女共同参画の視点からの対応マニュアル作成・周知経費 10 百万円【復興特会】</p>

復興支援型地域社会雇用創造事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	④復興を支える人材の育成	作成年月
目	(i)	平成 24 年4月
これまでの取組み		
<p>○ 地域社会雇用創造事業は、地域社会の課題を事業性を持って解決する社会的企業の起業及び社会的企業を担う人材の創出を支援し、地域社会における雇用を加速的に創造することを目的とし、平成 21 年度より3か年度の事業として実施したところ(平成 21 年度補正予算 70 億円)。</p> <p>○ これまで、地域社会雇用創造事業を行う団体の多くが被災地での事業も実施しており、50 件程度の起業支援を行うなど、被災地の地域社会の課題の解決に貢献してきたところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ これまでの地域社会雇用創造事業の取組を踏まえ、被災地において山積している地域社会の課題を解決する社会的企業の起業及び社会的企業を担う人材の創出を支援し、復興に資する雇用創造のため、社会起業インキュベーション事業及び社会的企業人材創出インターンシップ事業を実施する(平成 23 年度 3 次補正予算で復興支援型社会的企業支援基金を造成(平成 24 年度末まで))。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>○ 平成 24 年度末までの間、集中的に社会起業インキュベーション事業、社会的企業人材創出インターンシップ事業を展開する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>① 社会起業インキュベーション事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復興に資する被災地での社会的企業の起業を支援(600 人程度を目標) <p>② 社会的企業人材創出インターンシップ事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修とインターンシップによって、被災地の復興に役立つ社会的企業を担う人材の育成を支援(2000 人程度を目標) 		
平成24年度予算における予算措置状況		
<p>・予算措置なし</p>		

実践キャリア・アップ戦略の推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(2)地域における暮らしの再生	
項	④復興を支える人材の育成	作成年月
目	(iii)	平成 24 年4月
これまでの取組み		
<p>○ 実践キャリア・アップ戦略は、平成 22 年6月 18 日に閣議決定された「新成長戦略」において、21 世紀の日本の復活に向けた 21 の国家戦略プロジェクトの一つとして位置付けられ、実践的な職業能力の評価・認定制度(キャリア段位制度)を構築するとともに、それに基づく育成プログラムの整備や労働移動の円滑な仕組みづくりを含めた全体を一体的・総合的に整備・推進していくもの。</p> <p>現在介護プロフェッショナル、カーボンマネジャー、食の6次産業化プロデューサーに関する3分野について、WGを設置し、実践的な職業能力評価基準等の策定のための具体的な検討を行っているところ。</p> <p>○ 東日本大震災後の被災地においては、新たな時代をリードする産業として、介護、省エネ等、6次産業化に関する分野の振興が求められており、これらの分野を担う人材の育成が急務である。こうしたことから、実践キャリア・アップ戦略の推進を復興に役立つ人材の育成に資するものとして、「東日本大震災からの復興の基本方針」に位置づけ、被災地における先行的、重点的なキャリア段位(レベル)の認定につながるよう、検討を進めているところ。平成24年秋からレベル認定を開始するため、レベル認定を受ける者や評価を行う者(アセッサー)、育成プログラムの認証等に係る情報等を登録するデータベースのシステム構築のための基本設計を行うとともに、パンフレット等を作成し制度の普及啓発を行ってきた。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 平成24年秋から被災地において育成プログラムの実施とキャリア段位(レベル)の認定を先行的、重点的に実施するため、3分野でレベル認定事業の実施機関を公募・選定し、レベル認定事業の体制整備を行い、事業の立ち上げを図る。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○ 平成24年秋から、被災地において育成プログラムの実施とキャリア段位(レベル)の認定を先行的、重点的に実施し、制度の立ち上げを図る。</p>		

期待される効果・達成すべき目標

- 実践的な職業能力評価を行い、キャリア段位(レベル)を認定することにより、被災地における介護プロフェッショナル、カーボンマネジャー、食の6次産業化プロデューサーに関する3分野の人材を育成し、円滑な労働移動を図っていくことにより、復興に必要な産業振興に資する。

平成24年度予算における予算措置状況

- ・実践キャリア・アップ戦略の実施に必要な経費 580 百万円【復興特会】
- ・実践キャリア・アップ戦略の推進に必要な経費 14 百万円【一般会計】

物資調達の効率化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(3) 地域経済活動の再生	
項	⑨ 交通・物流、情報通信	作成年月
目	(ii)(へ)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>政府の現地対策本部と官邸や、実際の物資調達等を実施する関係省庁の間における物資調達関係（物資の要請、要請受理、物資調達、物資輸送、物資受理）の効率化、情報共有化に取り組んでいる。</p> <p>平成 22 年度には、エクセルを利用して、物資要請や物資調達状況を記録し、集計や情報共有を行なう為の様式・簡易アプリケーションを作成している。</p> <p>平成 23 年度には、東日本大震災における政府の物資調達実績を集計・整理し、物資調達業務に必要な入力情報の分析を行ったところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>平成 23 年度の分析結果を踏まえつつ、物資管理システムの仕組みのあり方を検証・構築し、物資調達の効率化を図ることを目指す。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>平成 24 年度の取組み結果を踏まえ、各省庁や協力民間事業者等とより効率的かつ効果的な連携が可能となるよう、運用の改善を図る。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>データ管理の効率化・省力化を図るとともに、関係機関内での情報共有の徹底により、被災自治体及び被災者へより迅速かつ的確な支援物資の供給が可能となる。</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
<p>総合防災情報システムの整備経費(3.2億円)の内数</p>		

「環境未来都市」構想の推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房・内閣府
節	(3)地域経済活動の再生	
項	①環境先進地域の実現	作成年月
目	(i)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○新成長戦略の 21 の国家戦略プロジェクトの 1 つとして位置付け(平成 22 年6月 18 日閣議決定)</p> <p>○「環境未来都市」構想有識者検討会を立ち上げ、そのコンセプトについて議論(平成 22 年 10 月～平成 23 年2月)</p> <p>○平成 24 年度以降の支援措置の検討に資するための提案募集(アイデア募集)を実施(平成 23 年3月8日～平成 23 年5月9日)</p> <p>○全国7箇所で「環境未来都市」構想推進フォーラムを開催(平成 23 年4月～平成 23 年5月)</p> <p>○環境未来都市の募集(平成 23 年9月1日～平成 23 年9月 30 日) ※東日本大震災被災地域については、平成 23 年 10 月 25 日まで。</p> <p>○平成 23 年度は、被災地6地域を含む計11地域を「環境未来都市」として選定(平成 23 年 12 月 22 日)</p> <p>○有識者によって構成される環境未来都市推進ボードによる計画策定支援を実施(2月～3月)</p> <p>○「環境未来都市」構想の国内外への普及展開のため、「環境未来都市」構想推進国際フォーラムを開催(平成 24 年2月)</p> <p>○各選定都市において、先端的な技術・サービスを複合的に用いる等の先導的な取組を「先導的モデル事業」として実施(平成 24 年3月)</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○環境未来都市の選定、各都市の環境未来都市計画の策定及び事業の実施による環境未来都市の取組の推進。</p> <p>○関連予算及び関連法律による規制緩和等の各種ツールの活用による、より効果的な環境未来都市計画の取組の推進。</p> <p>○各都市の環境未来都市計画について、計画の進捗状況及び環境価値、社会的価値、経済的価値の3つの価値の創造を始めとする成果の達成状況の評価を定期的実施する事によって、各都市の環境未来都市計画のブラッシュアップを実施。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○環境未来都市の選定、各都市の環境未来都市計画の策定及び事業の実施による環境未来都市の取組の推進。</p> <p>○関連予算及び関連法律による規制緩和等の各種ツールの活用による、より効果的な環境未来都市計画の取組の推進。</p>		

○各都市の環境未来都市計画について、計画の進捗状況及び環境価値、社会的価値、経済的価値の3つの価値の創造を始めとする成果の達成状況の評価を定期的を実施する事によって、各都市の環境未来都市計画のブラッシュアップを実施。

期待される効果・達成すべき目標

- ・「環境未来都市」構想は、限られた数の特定の都市を環境未来都市として選定し、21世紀の人類共通の課題である環境や超高齢化対応などに関して、技術・社会経済システム・サービス・ビジネスモデル・まちづくりにおいて、世界に類のない成功事例を創出するとともに、それを国内外に普及展開することで、需要拡大、雇用創出等を実現し、究極的には、我が国全体の持続可能な経済社会の発展の実現を目指す。
- ・環境価値、社会的価値、経済的価値の創出により、「誰もが暮らしたいまち」・「誰もが活力あるまち」を実現する。

平成24年度予算における予算措置状況

・環境未来都市先導的モデル事業費補助金 1,030 百万円【一般会計】

国際防災協力の推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(iii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○日中韓防災担当閣僚級会合に出席し、日中韓三か国の防災協力について確認。具体的には、実務者レベルの専門家会合の開催、大規模災害の研究成果の共有等。</p> <p>○アジア防災センターを通じ、アジア各国の防災担当の行政官を客員研究員として受け入れる等、人材育成を実施。</p> <p>○国連、APEC、ESCAP 等が主催する防災会合に出席し、我が国が得た知見・教訓の情報発信を実施。</p> <p>○2011 年に、我が国が得た知見・教訓の共有を図るため、アジア・太平洋各国の実務者レベルの専門家会合を開催し。あわせて、被災地(岩手県沿岸部)への訪問を実施。</p> <p>○上記専門家会合とあわせて、日中韓の実務者レベルの人材育成セミナーを開催し、日中韓の防災協力を推進し、知見・教訓を共有。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○専門家会合を引き続き開催し、各国行政官の理解・専門性を深める。</p> <p>○東日本大震災における優良事例を題材とした防災教材の作成・普及啓発を図る。</p> <p>○アジア防災センターを通じた情報共有、人材育成等を引き続き実施。</p> <p>○第5回アジア防災閣僚級会議(2012年10月)等国际会議に出席し、国際社会に対し情報発信を行う。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○第3回日中韓防災担当閣僚級会合(2013年)及び専門家会合への出席。</p> <p>○アジア防災センターを通じた情報共有、人材育成等を引き続き実施。</p> <p>○「兵庫行動枠組」の後継枠組の策定及び第3回国連防災世界会議(2015年予定)に向けた国連国際防災戦略事務局(UN/ISDR)への支援の強化。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○我が国が東日本大震災から得た知見や教訓の国際社会との共有。</p> <p>○我が国の情報発信力及び国際社会でのプレゼンス確保及び第3回国連防災世</p>		

界会議の日本招致の成功。 ○被災地での国際会議開催等を通じた復興支援。
平成24年度予算における予算措置状況
国際防災協力の推進に必要な経費 約1.4億円 国際防災協力の推進に必要な経費 約1.0億円【復旧・復興枠】

パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた取組		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(i)ワンストップ型の相談や寄り添い支援に関する先導的なモデルの構築	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 複合的な社会的リスクによる生活困難に直面し、自分の力だけでは必要な支援策にたどり着くことが困難な方を対象とした個別的、継続的、包括的支援を行うパーソナル・サポート・サービスの制度化に向けて、検討委員会を開催するとともに、全国 19 地域でパーソナル・サポート・サービス モデル・プロジェクトを実施している。</p> <p>○ 平成 23 年5月には、モデル・プロジェクトの実施を踏まえて、パーソナル・サポート・サービスの理念・機能や、その実践に当たっての今後の検討課題等を「中間報告」として取りまとめたところ。</p> <p>○ 「東日本大震災からの復興の基本方針」及び「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」(平成23年8月10日「一人ひとりを包摂する社会」特命チーム)に基づき、社会的排除リスクの高い方を幅広く対象とした先導的なプロジェクトとしてモデル・プロジェクトを継続発展することとされたことから、2012年度末までの事業の所要経費について平成23年度第3次補正予算において措置。</p> <p>○ セーフティ・ネットワーク実現チーム(平成24年2月10日)において、第3次分モデル・プロジェクト(第1次・第2次モデル・プロジェクト実施地域を含む全国27地域)を選定。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 全国 27 地域でモデル・プロジェクトを実施する中で、各地域から提出された支援記録を集約、分析することにより、事業において得られる効果を検証し、パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた論点整理を行う。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○ 社会的包摂政策の推進に向けて、一人一人を包摂し誰も排除しない社会の構築に取り組む。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた取組を行う中で、一人一人を包摂し誰も排除しない社会の構築に取り組む。</p>		

平成 24 年度予算における予算措置状況

・パーソナル・サポート・サービスの制度化に向けた検討経費

17,046 千円【復興特会】

社会的排除のリスクの把握		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(i)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 平成23年1月18日に「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが設置され、同年8月にとりまとめられた「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」において、緊急に実施すべき施策として「社会的排除のリスクの広がりやその連鎖していく経路、対応状況についての調査・分析を行う(大震災の影響による社会的排除リスクの高まり等を含む)」こととされており、社会的排除につながる諸リスクとその重なりを、個人のライフコースを丁寧に追うことにより把握するための調査を実施。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 「社会的包摂政策に関する緊急政策提言」に基づき、平成 23 年度調査を踏まえ、生活困難という形で顕在化していない段階のものを含め、社会全体に社会的排除のリスクがどの程度広がっているか、直接的・間接的な震災の影響により社会的排除のリスクがどのように高まっているかを把握するための調査を実施する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○ 社会的包摂政策の推進に向けて、一人一人を包摂し誰も排除しない社会の構築に取り組む。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 「社会的包摂戦略」(仮称)の策定に当たり、上記の調査報告を政策提言に必要な資料として有効に活用する。</p>		
平成 24 年度予算における予算措置状況		
<p>・社会的包摂に関する検討経費 35 百万円【復興特会】</p>		

「新しい公共支援事業」を通じた支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④ 社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(ii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新しい公共支援事業の「新しい公共の場づくりのためのモデル事業」により、「新しい公共」の担い手による復興支援の取組みを推進。 ○ 平成 23 年度は、上記 3 県において 37 件、その他の都道府県において 59 件の復興支援の取組みを実施。 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、「新しい公共」の担い手による復興支援の取組みを実施。 		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 被災地における復興支援の取組みの実施状況を詳細に把握し、被災地における協働や、広域的な連携のあり方を検討し、新たな災害発生時に活かすため成果を普及。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 新しい公共による被災地域の復興の促進。 ○ 平成 23 年度 3 次補正予算では、「新しい公共」の担い手による復興支援の取組みを 100 件以上実施。 		
平成24年度予算における予算措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> ・予算措置なし <p>※新しい公共支援事業(平成 22 年度補正予算 87.5 億円、平成 23 年度第 3 次補正予算 8.8 億円)は、平成 24 年度末までの基金事業である。</p>		

「新しい公共」推進会議の提案を踏まえた取組の推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(ii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 「新しい公共」推進会議において平成 23 年 4 月に震災支援制度等ワーキンググループを設置し、「新しい公共」による被災者支援活動等に関する制度等のあり方について提言をとりまとめ。またこの提言を受け、復旧・復興活動に向けて「新しい公共」の力が最大限に発揮されるための取組等を取りまとめた「政府の対応」を決定した。平成 24 年 1 月の推進会議ではそうした政府対応のフォローアップを行った。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 寄附税制や改正 NPO 法の円滑な施行・周知、それによる実際の活動への効果の検証等を進めるとともに、「政府の対応」について取組状況のフォローアップを行い、着実に実施する。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>○ 「政府の対応」のさらなる推進を通じて「新しい公共」の力が最大限に発揮される活動環境の整備に努める。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 「政府の対応」の着実な実施により、「新しい公共」の担い手による被災者・避難者に対する支援活動等が円滑かつ効果的に行われることとなる。なお、「政府の対応」に係る取組は多岐にわたり、統一的な数値目標を設定することは困難である。</p>		
平成 24 年度予算における予算措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」推進会議 9百万円【一般会計】 ・改正 NPO 法の円滑な施行・周知 87百万円【一般会計】 		

特定非営利活動法人の新認定制度の円滑な施行		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	④社会的包摂の実現と「新しい公共」の推進	作成年月
目	(iii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 平成 23 年の通常国会において、認定NPO法人等に対する寄附金を税額控除の対象とすること等の制度改正を内容とする平成 23 年度分離改正税制改正法及び改正特定非営利活動促進法が成立した。この改正を受け、政府広報等の各種媒体を用いた制度の概要やNPO法人等に関する基礎的な情報提供や新たに所轄庁になる地方自治体への周知等を実施している。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 新認定制度の円滑な施行を図るため、所轄庁への支援(所轄庁間の情報共有ネットワークの構築、新認定制度についての説明会の開催等)、法人情報の発信(NPO法人ポータルサイトの拡充等)等を実施していく予定。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>○ 新認定制度の利用状況の確認等を経て、更なる寄附文化の醸成を図っていく。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 2020 年までに、国民の自発的な寄附の流れをGDP比5～10 倍増(2010 年度比)(平成 22 年6月 18 日閣議決定)</p>		
平成 24 年度予算における予算措置状況		
<p>・所轄庁への支援、法人情報の発信等 87 百万【一般会計】</p>		

南海トラフの巨大地震及び首都直下地震への備え		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(i)及び(iii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 平成 23 年 8 月に「南海トラフの巨大地震モデル検討会」を設置し、南海トラフの巨大地震である東海・東南海・南海地震の地震モデルについて、検討を進めている。また、平成 23 年 9 月に「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を設置し、首都直下地震発災時に 650 万人とも想定される膨大な数の帰宅困難者の発生に備えた官民連携による対策について検討を進めている。</p> <p>○南海トラフの巨大地震対策については3月31日に最大クラスの震度分布や津波高を公表した。首都直下地震対策については、3月9日に「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」中間報告を取りまとめた。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 3月7日に防災対策推進検討会議の下に設置が決定された、南海トラフの巨大地震対策を検討するワーキンググループ及び首都直下地震対策を検討するワーキンググループにおいて、検討を進めていくこととしている。</p> <p>○ 南海トラフの巨大地震対策については、本年夏頃を目途に、当面実施すべき南海トラフの巨大地震対策をとりまとめ、本年秋頃までに震度分布・津波高、本年冬頃までに被害想定、これらを踏まえた首都直下地震対策の全体像を来年春頃までにとりまとめる予定</p> <p>○ 首都直下地震対策については、本年夏頃を目途に、当面実施すべき首都直下地震対策をとりまとめ、本年秋頃までに震度分布・津波高、本年冬頃までに被害想定、これらを踏まえた首都直下地震対策の全体像を来年春頃までにとりまとめる予定。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○南海トラフの巨大地震対策については、震度分布・津波高等の推計結果を踏まえ、中央防災会議の南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループにおいて具体的な対策をとりまとめ、これに基づき、地震対策大綱等の策定を行い、対策を推進する。</p> <p>○首都直下地震対策については、相模トラフ沿いで想定される巨大地震を含めて、これまでの首都直下地震の地震像及び被害想定を見直し、これに基づき、中央防災会議の首都直下地震対策検討ワーキンググループにおいて、具体的な対策をとりまとめ、これに基づき地震対策大綱等の見直しを行い、対策を推進する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 南海トラフの巨大地震及び首都直下地震発災時における被害の軽減に資する。		
平成24年度予算における予算措置状況		
<p>・東海・東南海・南海地震対策の推進経費 140百万円</p> <p>・首都直下地震対策の推進経費 64百万円</p>		

都市再生安全確保計画の策定の推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣官房・内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(v)	平成24年4月
これまでの取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生の推進に係る有識者ボードにおける議論を踏まえ、都市の再生に係る施策の基本的な方向性を定めた都市再生基本方針について、東日本大震災の経験から得られる教訓を踏まえた見直し等を行った。(平成23年10月7日閣議決定) ・また、都市再生の推進に係る有識者ボードに防災ワーキンググループを設置し、人口・機能が集積したターミナル駅周辺等のエリアに係る防災対策の充実のあり方を議論・検討し、提言をとりまとめた。(平成23年12月22日公表) ・これらの成果を踏まえ、都市再生安全確保計画制度の創設等を盛り込んだ都市再生特別措置法を一部改正する法律案が成立した。(平成24年3月30日) 		
当面(今年度中)の取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生緊急整備地域において、都市における大規模災害時の安全を確保するため、官民の協議会による都市再生安全確保計画の作成及び同計画に基づく事業等に対して予算措置により、取組を推進する。 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生安全確保計画の作成及び同計画に基づく事業等に対して引き続き取組を推進する。 ・都市再生安全確保計画の作成等を推進するため、地方公共団体等に対して施策及び先行事例の周知・普及を図る。 		
期待される効果・達成すべき目標		
<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時における人的・経済的被害が抑制され、都市機能の維持・継続性が確保されることが期待される。 		
平成24年度予算における予算措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> ・都市安全確保計画策定事業費補助金 150百万円【復興特会】 		

孤立可能性のある集落への衛星携帯電話の配備		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(V)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
○ 災害時に孤立可能性のある集落に対して、災害時の救急、救助、情報収集などを行うために必要な通信手段である衛星携帯電話を配備する地方公共団体への支援として、地域防災力向上支援事業を実施。		
当面(今年度中)の取組み		
○ 平成24年度予算において、災害時に孤立可能性のある集落に対する衛星携帯電話の配備をさらに進めていく。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○ 引き続き、地域防災力向上支援事業により、災害時に孤立可能性のある集落への衛星携帯電話の配備を進める方向で検討。		
期待される効果・達成すべき目標		
○ 災害時に孤立可能性のある集落約1万9千箇所のうち、孤立可能性が高く、通信手段が途絶する可能性が高い集落を中心に、あと4年程度で約半数の集落への衛星携帯電話の配備を進めることを目標とする。		
平成24年度予算における予算措置状況		
・地域防災力向上支援事業 181 百万円【復興特会】		

災害時多目的船に関する調査・検討		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月日
目	(vi)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>平成 23 年度第 3 次補正予算で調査費を計上し、有識者で構成する「災害時多目的船に関する検討会」を平成 24 年 1 月に設置。南海トラフで発生する巨大地震や首都直下地震等の大規模・広域災害に対する対応の一つの手段として、災害時多目的船も含めた海からの災害対応の在り方を検討するため、①海からのアプローチに関する防災計画の現状、②過去の災害対応における海からのアプローチ、③陸、海、空からのアプローチの特徴、④海からのアプローチに期待される機能と現状、⑤災害対応上の課題、⑥災害対応以外の課題(平時の活用方法)について、平成 24 年 3 月に報告書を取りまとめた。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
—		
中・長期的(3 年程度)取組み		
—		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>災害時多目的船も含めた海からの災害対応の在り方について、現状と課題等を整理。</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
—		

津波に関する啓発用教材		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項目	⑤今後の災害への備え及び⑥震災に関する学術調査、災害の記録と伝承	作成年月
目	⑤(ix)及び⑥(ii)	平成24年4月
これまでの取組み		
東日本大震災について、各種機関が持つ映像等を活用し、津波に関する啓発用教材を作成した。		
当面(今年度中)の取組み		
東日本大震災について、各種機関が持つ映像等を活用し、津波に関する啓発用教材を配布するとともに、内閣府のホームページを整備する。		
中・長期的(3年程度)取組み		
東日本大震災で行政担当者や、地域住民から得られた証言集、災害映像や写真から、災害の教訓を導き出し、それを継承するためのコンテンツを制作し、ホームページ等で提供する。		
期待される効果・達成すべき目標		
東日本大震災から得られた教訓から学び、これを継承することにより、国民の防災意識がより一層向上し、災害被害を減らすための取組が自発的に行われることが期待される。		
平成24年度予算における予算措置状況		
—		

総合防災情報システムの整備		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x iv)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>発災時における適切な応急対策活動には、被災状況の迅速かつ統合的な把握が重要であるため、内閣府では災害発生後の迅速な被害把握や防災関係機関の情報を一元的に集約し横断的な情報共有を図ることを目的に、地震被害早期把握機能（DIS）、人工衛星等を活用した被害早期把握機能（RAS）、情報共有機能（PF）を有した「総合防災情報システム」を構築して運用を行っている。</p>		
当面（今年度中）の取組み		
<p>総合防災情報システムの安定的な運用に努めるとともに、ライフライン事業者とのシステム連携による被災状況の自動受信機能の拡張、各省庁の防災担当者に対するシステム操作訓練の実施、災害情報の集約・利用に関する運用ルールの検討等に取り組む。</p>		
中・長期的（3年程度）取組み		
<p>総合防災情報システムの継続的かつ安定的な運用に努めるとともに、各省庁の防災担当者に対する定期的な操作訓練の実施等に取り組む。</p> <p>また、地方公共団体、国民等への情報配信についての検討をすすめ、システムの利用拡大を図る。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>被災情報の精度の向上と入手時間の短縮化・効率化により、迅速な意思決定及び情報の共有・提供が可能となる。</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
総合防災情報システムの整備経費 3.2億円		

首都直下地震用衛星通信装置の更新		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x iv)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>災害発生後の迅速な被害把握や防災関係機関の情報を一元的に集約し横断的な情報共有を図るため、平成 22 年度から総合防災情報システムを整備してきたところ。当該システムの情報は、地上系の中央防災無線網を介して防災関係機関が共有できる場所であるが、この度の東日本大震災の教訓から、衛星系の中央防災無線網でも当該システムの情報を共有できるよう、既存の衛星通信ネットワークの機能拡充を図ることとしたもの。</p> <p>平成23年度は、設備仕様変更に伴い仕様書案に対する意見招請を実施した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>防災関係機関に設置している衛星通信設備を、インターネットで利用されている通信方式（IP化）を採用し大容量化した設備とすることにより、機能拡充を図るもの。具体的には、指定行政機関等の20設備、指定公共機関の18設備を更新するもの。</p> <p>平成24年度に衛星通信設備を整備する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
検討中		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>総合防災情報システムの防災関係機関との情報共有が可能となるとともに、地上系通信回線不通時の通信を確保することができるため、今後も順次、防災関係機関の衛星通信設備のIP化を図る。</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
平成24年度予算額 95百万円		

地震・津波被災実態調査		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x vii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」での審議に資するよう、岩手県、宮城県、福島県の津波被害を生じた計9市において、住民や市役所、消防団、学校、社会福祉施設、民間企業等に対する面接調査を実施したところ。</p> <p>また、平成23年度に現地災害対策本部等の関係資料 PDF 化と電子アーカイブ化を完了した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>東日本大震災では、想定をはるかに超える地震・津波により甚大な被害が発生したが、今後の減災に向けて、津波来襲時における被災者や各関係者の対応状況について、より詳細な調査・分析が不可欠である。</p> <p>そのため、被災地の行政担当者や地域住民等から、発災時やその後の対応状況、体験談等についての聴き取り調査等を実施する。また、それらを証言集等としてまとめるとともに、検索可能な電子アーカイブとして保存する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>－(平成23年度第3次補正予算において措置)</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>被災地の住民等に対する避難状況等に関する実態調査を行い、地震・津波情報の入手・伝達状況、発生時の避難行動・対応状況等を明らかにし、今後の地震・津波対策に反映するとともに、東日本大震災の経験を教訓として後世に伝えることにより、地震や津波による被害の軽減に資する。</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
<p>－</p>		

被災者の総合的な生活再建支援		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(xviii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
○被災者に対する国の支援のあり方について、東日本大震災の教訓も踏まえた今後の災害への備えとして、被災者の総合的な生活支援のあり方に関し検討した。		
当面(今年度中)の取組み		
○災害対策関連法制の見直しの中で、被災者支援のあり方についても検討していく。		
○災害の被害認定基準等の適正な運用のための検討、被災者生活再建支援法の運用に関しての調査を行うとともに、災害時要援護者の避難支援ガイドラインの見直し、避難所における良好な生活環境確保のための取組指針の作成等を実施する。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○今後の災害対策関連法制の見直しを踏まえ、適切に対応していく。		
期待される効果・達成すべき目標		
○本事業における検討を踏まえ、被災者に対して適切な生活再建支援が講じられることが期待される。		
平成24年予算における予算措置状況		
<ul style="list-style-type: none"> ・被災者生活再建支援法関連調査経費 12 百万円 ・災害の被害認定基準等の適正な運用の確保経費 13 百万円 ・避難における総合的対策の推進経費 45 百万円 ・災害時要援護者の生活再建に向けた支援のあり方に関する検討経費 11 百万円 		

避難における総合的対策の推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(x ix)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
○東日本大震災を受けて、被災地県市町村の地域住民等に向けた被災状況等の調査を行い、その中で、避難所・避難生活に関する実態把握を進める。		
当面(今年度中)の取組み		
○今後起こりうる災害に備えて、避難所における良好な生活環境を確保する観点から、東日本大震災における避難所の運営状況や、全国の避難所計画の実態調査を通じて、良好な生活環境を確保する取組や支援の在り方を検討し、都道府県市町村向けの取組指針を作成する。		
中・長期的(3年程度)取組み		
○作成した都道府県市町村向けの取組指針について周知徹底を促進する。		
期待される効果・達成すべき目標		
○今後起こりうる災害に対して、避難体制の事前の構築を支援し、発災時の被害を最小限に留める効果が期待される。避難所の生活環境を確保するための考え方をとりまとめ、地域の防災計画や、避難所計画の策定、都道府県市町村の避難所運営マニュアルの作成推進に向けた支援活動を行う。		
平成24年度予算における予算措置状況		
・避難における総合的対策の推進経費 45 百万円【復興特会】		

被災公文書等修復支援事業		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	内閣府
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	((独)国立公文書館)
項	⑥震災に関する学術調査、災害の記録と伝承	作成年月
目	(ii)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>○ 国立公文書館において、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図るための専門的技術的助言の一環として、被災市町村における被災公文書等の修復を支援する事業(修復に当たる人材育成のための研修事業)を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容 <p>国立公文書館が被災市町村において修復作業の現地研修を行うことにより、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存を図るための環境を整備。</p> ・ 実施箇所 <p>早急な対応が必要と認められた岩手県宮古市においては、第3次補正予算成立前に既定経費でパイロット事業を実施。</p> <p>第3次補正予算で、岩手県陸前高田市、岩手県山田町、宮城県仙台市、宮城県石巻市(女川町分も石巻市で実施)及び宮城県気仙沼市において実施。</p> 		
当面(今年度中)の取組み		
<p>○ 平成 23 年度に引き続き、国立公文書館において、歴史資料として重要な公文書等の適切な保存及び利用を図るための専門的技術的助言の一環として、被災市町村における被災公文書等の修復を支援する事業(修復に当たる人材育成のための研修事業)を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施内容: <p>修復に着手した自治体が、被災公文書等の長期保存に必要な更なる措置を講ずるための研修を実施。</p> <p>また、被災公文書等の早期修復に新たに取り組む自治体への支援を実施。</p> 		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>○ 毎年度地域のニーズの必要性を勘案しつつ引き続き被災市町村における被災公文書等の修復・保存を支援する事業を実施予定。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>○ 貴重な歴史資料等が永遠に失われることがないよう、今般の東日本大震災により津波被害を受けた市町村における被災公文書等が適切に修復、保全され、長期的に国民の貴重な知的資源として利活用される環境の整備ができる。</p>		

平成 24 年度予算における予算措置状況

・被災公文書等の修復支援事業(独立行政法人国立公文書館運営費交付金) 48百万円【復興特会】